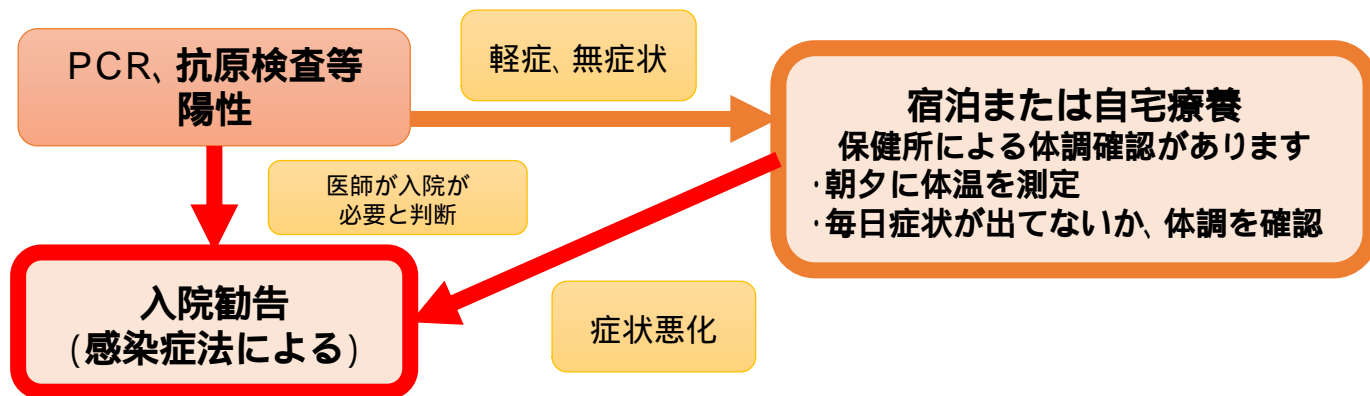


新型コロナウイルスに感染した方へ

新型コロナウイルス感染症に感染した場合

保健所が入院や自宅・宿泊療養の調整をしますので、指示に従ってください



- ・保健所による**積極的疫学調査**(症状の経過、行動、接触した人などについての調査)にご協力ください。個人情報保護されます。
- ・感染のまん延を防ぐため、感染症法による**就業制限**も行います。
- ・入院にかかる費用は**公費負担**となります。所得により、本人の一部負担が生じる場合もあります。

退院・就業制限解除の基準



有症状者

発症日もしくは陽性となった検体採取日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合には、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査等陰性を確認

無症状病原体保有者

検体採取日から10日間経過

検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査等陰性を確認

体調に不安のある、心配事がある場合などの相談先



_____に連絡をしてください。

(平日昼間)

(夜間・休日)

